

公共工事の品質確保に向けた、 施工管理体制の検討

社会情勢の変化に伴う公共工事への要求事項の変化等と品質確保に向けた検討の方向性

1 公共工事への要求事項の変化等

- 品質の優れた社会資本の調達の必要性の高まり
(一般競争の導入、維持管理時代の到来等)
- 公共工事における発注者の役割の変化及び役割の増大
(優良な企業の選定・企業評価等、事業調整の増大)
- 発注者におけるインハウスエンジニアの減少

2 品質確保に向けた検討の方向性

以上を踏まえ、今後、以下の2点について検討を行う

- 公共工事の品質確保に向けた、「**受発注者が果たすべき役割**」の明確化
- 新たな仕組みの構築とそれによる「**品質確保を目指す体制**」の明確化

検討の方向性について、具体的な対応案を検討する

施工管理における受発注者の役割と品質確保を目指す体制について

1) 施工管理における受発注者の役割

発注者: 契約図書どおりに適切に施工されたことを検査する役割

受注者: 契約図書どおりに適切に施工する役割

2) 品質確保のための施工管理の方向性

施工時を通じての施工確認の充実

3) 今日までの取り組み

発注者として、施工プロセスを通じての確認を検査と位置付けて実施

→「施工プロセスを通じた検査」の導入(大規模工事)の試行(H18~)

受注者として、一定規模以上の工事品質証明員制度を導入(H8~)

4) 今後、全工事での展開を進めるにあたって考えられる課題

・施工プロセスを通じた検査

①検査体制等が未確立で現場での対応が効率的に実施されていない(次頁参照)

②検査方法、検査内容について、効率化の観点から検討が必要

・品質証明員制度について

証明体制に課題(施工業者の社内技術者による証明)があり、十分に活用されているとは言えない

5) 今後の方向性

受発注者それぞれの役割を果たしていくために、以下の2案の体制の検討が必要

案1) 発注者による検査体制の確立 **発注者の検査の権限を相当程度移譲した第三者による検査の導入**

案2) 受注者による品質証明体制の確立 **施工者と契約した第三者による品質証明の導入**

1-3. 「施工プロセスを通じた検査」の試行での課題

「H23年度 生産性向上検討部会(第1回)」(H23,7,26) 資料抜粋

＜H22年のガイドライン適用後に完成した12工事のアンケート調査結果＞

(調査対象者:発注者(主任監督員、検査職員、品質検査員)、受注者(現場代理人))

	効果	発注者			受注者
		主任監督員	検査職員	品質検査員	現場代理人
工事目的物の品質確保について	効果について	約7割が効果あり	約8割が効果あり	約9割が効果あり	—
	意見等	品質検査員(外部委託)が専任でないため、集中管理ができない	—	作業中の現場常駐ができず、「全般」確認が出来ていないので、品質向上が図れたとは思えない(内部職員)	品質の向上には繋がる(10人)が、現場の対応が忙しくなる(3人)
既済部分検査・完成検査の効率化について	効果について	—	約7割が効率化できたと回答	—	約7割が効率化できたと回答
	意見等	施工プロセスチェックシートのみで検査は出来ないため、施工者は通常の検査資料の整理を行っている(従来と変わらない)	成績評定の評価項目を確認するため、通常の工事検査の実施方法とあまり変わらない	—	必要と思い従来と同様の検査書類(ガイドラインに示す以外の書類)を作成した
品質検査員の確認頻度について	効果について	5割が適切と回答	5割が適切と回答	—	—
	意見等	品質検査員はもっと専任的な立場で集中した管理が必要であり人員確保が課題	職員による検査では毎日(予定通り)行けないことが生じ、工程に影響を出してしまう心配がある	・確認項目が多いため、他の監督業務に支障をきたす恐れがある(外部委託) ・専門に実施する部署が必要(内部職員)	—
その他の意見		—	—	—	品質検査員の施工プロセス検査に業務時間の多くがかかり業務負担の増となっている(多数)

＜課題と対応について＞

(赤字:懸案事項)

◎品質検査の体制確保並びに実施方法における負担増の課題

1)品質検査体制の課題

- ・独立した検査体制の確立

2)検査方法による負担増の課題

- ・検査方法の効率化、検査書類の簡素化